

2008年7月11日

学生の皆さんへ

名古屋キャンパス学生課  
瀬戸キャンパス第2課

## 学割証の発行枚数について（お知らせ）

学割証交付について、これまで枚数を制限していませんでしたが、今後は原則として年間10枚までの発行とします。10枚を超えて学割証の発行を希望する場合には、マイツアーリストにて、別途、発行の手続きをしてください。

また、学割証制度は、学生の権利として使用することを前提としたものではなく、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されているものです。学割証を使用する事由は限定されています。さらに学割証は、無駄な発行のないように、有効に使用することとされています。したがって、学割証を利用する場合には、年間使用の計画を十分に立てて使用するよう心がけてください。

なお、学割証の詳細については、南山大学 Web ページ上に掲載しています。利用する場合には、その詳細を十分に確認してください。

以上

## 学割証について

学生旅客運賃割引証（以下学割証という。）の制度は、学生の権利として使用することを前提としたものではなく、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されているものです。学割証により普通運賃が2割引となります。

学割証は、旅客鉄道株式会社（JR）を利用して、片道 100 km を超える区間を次の事由で旅行する場合に限り、使用が認められます。

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習などの正課の教育活動
- ・ 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

本学では、原則として、1 人年間 10 枚まで、学割証を発行します。使用方法を確認し、年間使用の計画を十分に立てて、使用してください。有効期限は発行日より3ヶ月間で、学生証を携帯した本人に限り使用できます。

学割証を不正に使用した場合には、3 倍の運賃が徴収される他、南山大学が学割証の発行停止の処分を受けるおそれもあります。他の学生に迷惑をかけることになりかねませんので、その使用については十分に注意してください。

### 不正行為例

- 1．他人名義の学割証を使用して、乗車券を購入使用する
- 2．名義人が乗車券を購入して、他人に使用させる
- 3．無効の学割証で乗車券を購入使用する
- 4．学割証をコピーして使用する

学割証は、証明書自動発行機で交付します。名古屋キャンパス、瀬戸キャンパス、サテライトキャンパスのいずれでも交付を受けることができます。その際には、学生証が必要となります。

なお、10 枚を超えて学割証の発行を希望する場合には、マイツアーリストにて、別途発行の手続きをしてください。

以上